

Asian Journal of  
**HUMAN  
SERVICES**

Printed 2015.0430 ISSN2186-3350

Published by Asian Society of Human Services

*April* 2015  
VOL. **8**



## ORIGINAL ARTICLE

# インクルーシブ教育評価指標(IEAI)の開発と日本の法令・制度政策の分析

## —日本型インクルーシブ教育モデル開発の観点からの分析—

韓 昌完<sup>1)</sup> 矢野 夏樹<sup>1)</sup> 小原 愛子<sup>2)3)</sup> 奥住 秀之<sup>4)</sup>

- 1) 琉球大学教育学部
- 2) 東北大学大学院医学系研究科
- 3) 日本学術振興会特別研究員
- 4) 東京学芸大学教育学部

<Key-words>

インクルーシブ教育評価指標, 教育法令・制度政策, 日本型インクルーシブ教育モデル

hancw917@gmail.com (韓 昌完)

Asian J Human Services, 2015, 8:66-80. © 2015 Asian Society of Human Services

### I. 研究背景

インクルーシブ教育システムは 1994 年のサラマンカ宣言において「万人のための教育 (Education for All)」の枠組みの中に、「特別なニーズ教育」が位置づけられ、それ以降、世界的に教育施策の中心的な課題となった (小原・矢野・韓, 2014)。また、2006 年 12 月に採択された国連障害者の権利条約においてもインクルーシブ教育の重要性が謳われ、締約国が確保すべきこととして、「障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること」、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」、「学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること」(若松, 2014) など、インクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。

日本では、特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、インクルーシブ教育システムの理念とそれに向かっていく方向性に賛成するとし、「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議による最終報告—今後の特別支援教育の在り方について—」の中で、「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。」とし、インクルーシブ教育システム構築に向けて特別支援教育を推進している。

しかし、一方で日本におけるインクルーシブ教育システム構築に対してはいくつかの問題も指摘されている。韓・小原・矢野ら (2013) は、①制度・政策の課題 (法律上は分離教育

Received  
January 10, 2015

Accepted  
February 2, 2015

Published  
April 30, 2015

を示唆する文言が含まれていること)、②教育体制の課題(人的・物的な環境整備が十分でないままインクルーシブ教育を進めることの危険性があること)、③教育現場の課題(インクルーシブ教育を行うことにより、教員の専門性がより求められること)、という3つの視点から日本におけるインクルーシブ教育システムの問題点を挙げている。また、特に制度政策的な問題として、有松(2013)は、日本の教育施策について、障害児教育施策に対する政策評価分析が皆無であり、障害者サイドに立った障害児教育政策に対する政策分析が行われてこなかったことは、今日の障害児教育に大きな影を落としていると問題提起した。加えて有松(2013)は、日本がインクルーシブ教育システム構築のために行うべきとしている項目は、「制度改正、人的・物的環境整備」と言いつつ、例えば、早期相談・就学決定の見直し、交流学習の拡大などの予てからの課題を推進するとして、新たな項目がないという問題点も指摘した。教育体制の課題に関して、若松(2014)は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会, 2012)に示された、「合理的配慮」とその基礎となる「基礎的環境整備」について、十分に整っていないという現状を示した。教育現場の課題として、藤井(2014)は、「インクルーシブ教育に対する現場の教員の関心は高いものの、インクルーシブ教育に関する知識の不足によって多くの誤解が生まれている」と現場の混乱した現状を明らかにした。こうした問題は、日本がインクルーシブ教育システムを導入する際に、日本の社会体制や文化との適合性を検証せず、インクルーシブ教育システムに関する認識が曖昧なままに導入したことが大きな原因になっていると考えられる。これらの問題を解決するためには、インクルーシブ教育の明確な定義に基づいて、日本の社会体制や文化に合った、いわゆる日本型インクルーシブ教育モデルを開発し、そのモデルに沿ったインクルーシブ教育システムを構築していく必要がある。

モデルを開発するためには、図1のような研究が必要である。インクルーシブ教育はシステム的な問題であるため、そのシステムを評価するためには、客観的な評価と主観的な評価の両方が必要となる。しかし、現在、日本においてインクルーシブ教育システムをそのように評価するためのツールは見当たらない。そこで、インクルーシブ教育を評価する指標(客観的評価指標)や尺度(主観的評価尺度)の開発が必要である。開発された指標を用いてインクルーシブ教育システムの観点からの日本の制度・政策分析を行う。また、開発された尺度を用いて教育現場の専門家に対する調査を行う。それらの結果から、日本のインクルーシブ教育システム構築について総合的に評価し、モデル構築のための課題を導出する。これによって得られた日本のインクルーシブ教育システム構築の制度・政策及び教育現場における今後の課題から、モデルの性格を決め、構成要素を導出することで日本型インクルーシブ教育モデルを開発する。

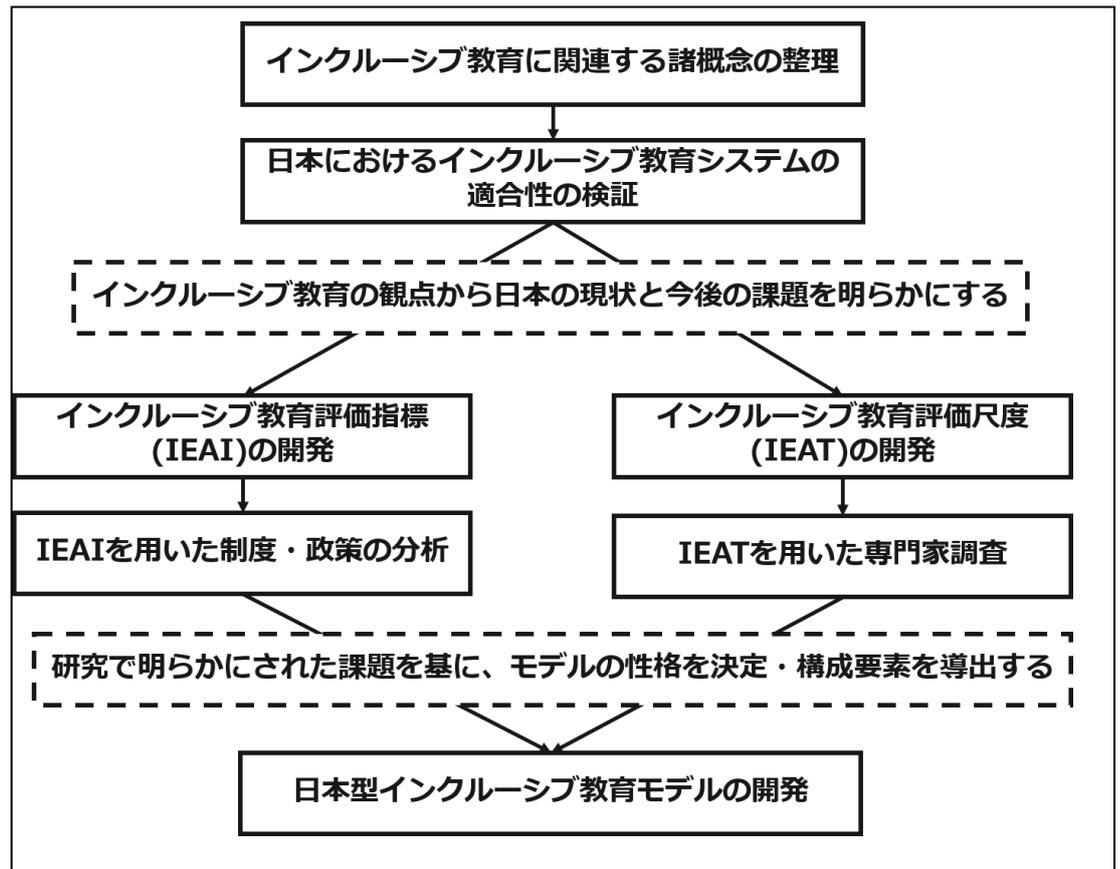


図1 日本型インクルーシブ教育モデルの開発過程

## II. 目的

前述したように、日本においてはインクルーシブ教育を評価するためのツールが見当たらない。そこで、本研究では、第1の目的としてインクルーシブ教育評価指標の開発を行う。第2の目的として開発された指標を用いて日本の制度・政策の分析を行い、日本型インクルーシブ教育モデル開発のための制度・政策的な現状と今後の課題を明らかにする。

## III. 方法

日本型インクルーシブ教育モデル開発のための作業として、指標を用いた制度・政策の評価と尺度を用いた専門家調査を行い、それぞれの結果から、日本におけるインクルーシブ教育システム構築のための課題を導出し、モデルの性格を決定することが必要となる。本研究では、日本の社会体制や文化、現行の教育システムとインクルーシブ教育の理念の双方を反映した指標を開発し、その指標を用いた日本の法律及び制度・政策、教育・障害者に関する基本計画等の分析を行う。

### 1. インクルーシブ教育評価指標(Inclusive Education Assessment Indicator: IEAI)の開発

日本におけるインクルーシブ教育システムの現状について、基盤となる法律や基本計画の整備状況を評価するために、インクルーシブ教育システムに関する要素を抽出し、

項目をまとめ、評価指標を開発する。開発された評価指標について、特別支援教育の専門家7名に対して意見調査を行い、内容的妥当性を検証する。

## 2. IEAI を用いた日本の法律及び制度・政策等の分析

内容的妥当性の検証された指標を用いて、日本におけるインクルーシブ教育システム構築に関する法律及び制度・政策を分析する。分析方法は、法律及び制度・政策について研究者が IEAI の各項目と照らし合わせ、各項目の内容に合致する内容をそれぞれの法律及び制度・政策から抽出する。また、抽出された内容が IEAI の各項目と適合性があるかについての検証は、研究者による協議によって確認するものとする。インクルーシブ教育システム構築の基盤となる法律の整備や制度・政策の構築状況を IEAI の各項目に当てはめ、日本における制度・政策的な現状を把握する。分析に際して、法及び法律、計画、実践の3段階(表1)に分けて評価し、整備が十分であると判断された段階で、その下の段階までは評価しないものとする。各段階の分析対象としては、法及び法律に関して、仲宗根・韓(2015)がインクルーシブ教育に関連するとした日本の法と法律のうち、内閣府及び各省の上位法を分析の対象とする。計画に関しては、現行の教育振興基本計画及び障害者基本計画を分析対象とする。実践に関しては、主に教育実践の根拠となる教育要領及び学習指導要領を分析対象とし、場合によっては、民間での取り組み等も取り上げることとする。

表1 IEAI による分析対象と段階

段階	分析対象
法及び法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法</li> <li>・教育基本法</li> <li>・障害者基本法</li> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</li> <li>・発達障害者支援法</li> <li>・学校教育法</li> </ul>
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画</li> <li>・障害者基本計画</li> </ul>
実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領</li> <li>・小学校学習指導要領</li> <li>・中学校学習指導要領</li> <li>・高等学校学習指導要領</li> <li>・特別支援学校幼稚部教育要領</li> <li>・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領</li> <li>・特別支援学校高等部学習指導要領</li> <li>・(民間の事例)</li> </ul>

## IV. 結果

### 1. IEAI の開発と内容的妥当性の検証

日本においてインクルーシブ教育システムを導入するためには、まず、その理念と日本の社会体制や文化、現行の教育システムとの適合性を科学的に検証する必要がある。中央教育審議会(以下、中教審)初等中等教育分科会は、特別支援教育はインクルーシブ教育と同じ方向を向いているとし、特別支援教育がインクルーシブ教育システム構築のために不可欠なも

のであるとした。そこで、韓(2014)は、同じく中教審初等中等教育分科会が示した「特別支援教育発展のための基本的な考え方」に則り、インクルーシブ教育の理念の中心となる、「学ぶ権利の保障」と「障害のあるものと障害のないものが共に学ぶ場(以下、共に学ぶ場)の設定」の2つを核とした、インクルーシブ教育評価指標(試案)を作成した。この試案に基づいて、研究者による協議によって、日本におけるインクルーシブ教育システム構築のために必要な領域や項目を厳選した指標をインクルーシブ教育評価指標(Inclusive Education Assessment Indicator : IEAI)として採択した(表2)。この指標について、特別支援教育領域の専門家7名に対して、内容的妥当性検証型質問紙を作成し面接調査を行った結果、指標の内容の妥当性が証明された。

表2 インクルーシブ教育評価指標(IEAI)

領域	指標	概要(定義)
権利の保障	学習権の保障	いかなる場合であっても、子どもが学校教育における、学習の時間・場所に参加することができるような機会の保障
	教科外活動の保障	いかなる場合であっても、子どもが学校教育における、教科外活動の時間・場所に参加することができるような機会の保障
	公平性の確保(機会の平等)	いかなる場合であっても、子どもが学校教育における活動全般に対して参画する機会を平等にすること
人的・物的環境整備	学習環境の改善	校内環境のバリアフリー化や支援員の効果的な配置等、子どもの学習環境の整備
	教員の専門性向上	多様な教育的ニーズに的確に応えるための専門性及び学校組織や地域社会の中で連携を図る際に中心となるべき教員の専門性の向上
	共に学ぶ場の設定	インクルーシブ教育の基盤となる、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ場の設計・設置
	多職種及び保護者との連携	医療・保健・福祉・労働等の専門家及び保護者との連携協力体制の構築・強化
教育課程の改善	心身の自立性向上	障害のある子どもが、自立のために必要な学習を行うことができるようにする教育課程の改善
	地域社会への参加促進	障害のある子どもが、自立を基礎とした、地域社会で生きていくために必要な能力を養うことができるような教育課程の改善
	障害理解の促進	障害について正しく理解することができるような教育活動の実施
	インクルーシブ社会構築のためのリーダー育成	共生社会をリードしていく人材の育成のためのリーダーシップ教育に関する取り組み

## 2. IEAIを用いた日本の法律及び制度・政策の分析

### (1) 権利の保障

権利の保障の領域には、「学習権の保障」「教科外活動の保障」「公平性の確保」の3項目が含まれる。分析の結果は表3に示す。「学習権の保障」の項目は、法及び法律の段階で整備が十分に行われていた。「教科外活動の保障」の項目は、計画の段階で具体的な整備がなされていた。また、「権利の保障」領域の3項目全てに憲法が該当した。

表 3 権利の保障領域の分析結果

領域	指標	該当制度・政策
1	学習権の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法 第十四条第一項「法の下での平等」 第二十六条第一項「教育を受ける権利」</li> <li>・教育基本法 第三条「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる」 第四条第一項「教育の機会平等」 第五条第一項「教育を受けさせる義務」</li> <li>・学校教育法 第十六条「九年の普通教育を受けさせる義務を負う」 第十七条第一項「小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う」 第十七条第二項「中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う」 第三十五条第四項「出席停止中の学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずる」 第七十二条「特別支援学校の目的」 第八十条「特別支援学校の設置義務」 第八十一条第一項「普通学校における特別支援教育の実施」 第二項「特別支援学級の設置」 第三項「病弱者に対する措置」</li> <li>・障害者基本法 第一条「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」 第十六条第一項「障害者に対する教育の保障」</li> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第一条「共生する社会の実現」</li> </ul>
	権利の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法 第十四条第一項「法の下での平等」 第二十六条第一項「教育を受ける権利」</li> <li>・教育基本法 第三条「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる」 第四条第一項「教育の機会平等」 第五条第一項「教育を受けさせる義務を負う」</li> <li>・学校教育法 第三十一条「児童の体験活動の充実」</li> <li>・障害者基本法 第三条「障害者の活動機会の保障」 第二十五条「文化的諸条件の整備等」</li> <li>・発達障害者支援法 第九条「放課後児童健全育成事業への適切な配慮」</li> <li>・教育振興基本計画 基本施策 1-1 「土曜日における授業や体験活動の実施など、土曜日の活用を促す」 基本施策 2-5 「学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動の充実」 基本施策 11 「現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動の推進」 11-2 「自然体験や社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動の推進」</li> <li>・障害者基本計画 基本的な考え方「障害者の文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションための環境の整備等の推進」 文化芸術活動、スポーツ等の振興「地域における障害者の文化芸術活動・スポーツ等への支援の推進」 「国立芸術施設等における文化芸術活動の公演・展示等の工夫・配慮」 「芸術・文化祭やスポーツ大会等を通じた障害者文化芸術活動、スポーツの普及」 「パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス等への参加支援」 「バリアフリー映画の普及に向けた取組の推進」</li> </ul>
2	教科外活動の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法 第十四条第一項「法の下での平等」 第二十六条第一項「教育を受ける権利」</li> <li>・教育基本法 第三条「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる」 第四条第一項「教育の機会平等」 第十六条第二項「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上」</li> <li>・教育振興基本計画 基本施策 18 「学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援」</li> <li>・障害者基本計画 高等教育における支援の推進「大学等が提供する機会における、全ての学生が平等に参加できるような配慮」 「障害のある受験者の配慮についての一層の周知を図る」 「障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するための配慮の実施」</li> </ul>
	公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校学習指導要領 総則「学習内容の習熟の程度に応じた指導や補充的な学習や発展的な学習活動を取り入れた指導等、個に応じた指導の充実」</li> <li>・中学校学習指導要領 総則「学習内容の習熟の程度に応じた指導や補充的な学習や発展的な学習活動を取り入れた指導等、個に応じた指導の充実」</li> <li>・高等学校学習指導要領 総則「学習内容の習熟の程度に応じた指導や補充的な学習や発展的な学習活動を取り入れた指導等、個に応じた指導の充実」 「学習の遅れがちな生徒などへの指導内容や指導方法の工夫」</li> </ul>
3	公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法 第十四条第一項「法の下での平等」 第二十六条第一項「教育を受ける権利」</li> <li>・教育基本法 第三条「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる」 第四条第一項「教育の機会平等」 第十六条第二項「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上」</li> <li>・教育振興基本計画 基本施策 18 「学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援」</li> <li>・障害者基本計画 高等教育における支援の推進「大学等が提供する機会における、全ての学生が平等に参加できるような配慮」 「障害のある受験者の配慮についての一層の周知を図る」 「障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するための配慮の実施」</li> </ul>

## (2)人的・物的環境整備

人的・物的環境整備の領域には、「学習環境の改善」「教員の専門性向上」「共に学ぶ場の設定」「多職種及び保護者との連携」の4項目が含まれる。分析の結果は表4に示す。「学習環境の改善」と「教員の専門性向上」の項目は、計画の段階で具体的な整備がなされていた。

「共に学ぶ場の設定」と「多職種及び保護者との連携」は計画の段階までで示されたことを、それぞれの学校の学習指導要領で実践するよう記述していた。

表4 人的・物的環境整備領域の分析結果

領域	指標	該当制度・政策
学習環境の改善	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法 第四条第二項「障害者に対する教育支援」</li> <li>・学校教育法 第二十二條「幼児の健やかな成長のための適当な環境の整備」 第四十二條「学校運営の改善を図るための措置」</li> <li>・障害者基本法 第四条第二項「社会的障壁の除去に対する合理的な配慮」 第十六条第四項「障害者教育の向上：...適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備...」 第二十一條第一項「公共的施設のバリアフリー化」</li> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第五條「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」</li> <li>・発達障害者支援法 第八條第一項「発達障害児の教育のための、適切な教育的支援、支援体制の整備」</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画 基本施策 6-1「障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等」 基本施策 25-1「多様な学習活動に対応した機能的な学校設備の整備」 「バリアフリー化を推進する」 基本施策 25-2「教材の整備を計画的に推進する」 「観察・実験や実習等を充実させるための施設設備の整備」</li> <li>・障害者基本計画 基本的な考え方「障害者の文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションのための、環境の整備」 教育環境の整備「教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努める」 「災害発生時利用等の観点を踏まえた、学校施設のバリアフリー化」 高等教育における支援の充実「施設のバリアフリー化推進」</li> </ul>
人的・物的環境整備	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法 第九條第一項「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」 第二項「教員の身分と養成：...養成と研修の充実が図られなければならない」</li> <li>・障害者基本法 第十六条第四項「...障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上...を促進」</li> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第五條「...関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」</li> <li>・発達障害者支援法 第二十三條「発達障害に関する専門知識を有する人材の確保と研修等必要な措置を講ずる」</li> <li>・教育振興基本計画 基本施策 4-1「学び続ける教員を支援する仕組みの構築—養成・採用・研修の一体的な改革—」 基本施策 4-2「大学・大学院における教員養成の改善」 基本施策 4-3「教員採用の改善と多様な人材の登用」 基本施策 4-4「教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化」 基本施策 4-5「適切な人事管理の実施の促進」 基本施策 4-6「メリハリある給与体系の確立」 基本施策 6-1「専門性ある教員・支援員等の人的配置」 基本施策 6-3「特別支援学校の専門性の一層の強化」</li> <li>・障害者基本計画 教育環境の整備「特別支援教育に関する教職員の専門性の確保」</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法 第四條第二項「障害のある者が、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」</li> <li>・障害者基本法 第十六条第一項「ともに教育を受けられるような配慮と、教育の内容及び方法の改善及び充実」 第十六条第三項「交流及び共同学習」</li> <li>・発達障害者支援法 第七條「発達障害児の健全な発達のための他の児童との共同生活に対する配慮」</li> </ul>
共に学ぶ場の設定	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画 基本施策 6-1「交流及び共同学習の実施」 基本施策 6-2「発達障害のある子どもへの支援の充実を図るための通級による指導への対応」</li> <li>・障害者基本計画 基本的な考え方「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒双方に対する適切な教育を提供する」 インクルーシブ教育システムの構築「合理的配慮を含む必要な支援を受け、同じ場で共に学ぶ」</li> </ul>

7 多職種及び保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校学習指導要領 総則「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けること」</li> <li>・中学校学習指導要領 総則「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けること」</li> <li>・高等学校学習指導要領 総則「障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習の機会を設けること」</li> <li>・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 総則「小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うこと」</li> <li>・特別支援学校高等部学習指導要領 総則「高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うこと」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法 第五条第三項「適切な役割分担及び相互の協力の下、義務教育の実施に責任を負う」 第六条第二項「体系的な教育を組織的に行う」 第十三条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携教育」</li> <li>・学校教育法 第二十四条「家庭・地域への教育支援」 第三十一条「社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮する」 第四十三条「保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深め、連携及び協力の推進に資する」 第七十四条「普通学校における特別支援教育の助言・援助」</li> <li>・障害者基本法 第十条第一項「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は有機的連携の下に策定され、及び実施されなければならない」 第十条第二項「障害者ための施策に関して、障害者その他の関係者の意見を尊重する」</li> <li>・発達障害者支援法 第三条第四項「施策を講じるための、医療、保健、福祉、教育及び労働部局の緊密な連携」 第十条第一項「発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備のために関係機関と連携する」 第十四条「発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行う」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画 基本施策 3-1「学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図る」 「学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理等を推進する」</li> <li>・障害者基本計画 インクルーシブ教育システムの構築「医療、保健、福祉等との連携」 「個別の教育支援計画の策定のための関係各機関との連携」 「福祉、労働等との連携」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校学習指導要領 総則「障害のある児童の指導について家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携する」</li> <li>・中学校学習指導要領 総則「障害のある生徒の指導について家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携する」</li> <li>・高等学校学習指導要領 総則「障害のある生徒などについては家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携する」</li> <li>・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 総則第2節「学校医等との連絡を密にし、児童生徒の障害の状態に応じた保健及び安全へ留意する」 「家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携」 「部活動について、地域の人々の協力、社会教育関係団体等と連携する」</li> <li>・特別支援学校高等部学習指導要領 総則第2節第4款「進路の選択に関して、家庭及び地域や福祉、労働等の関係機関との連携を図る」 「学校医等との連絡を密にし、生徒の障害の状態に応じ、保健及び安全に留意する」 「家庭及び地域の関係機関との連携を図り、個別の教育支援計画を作成すること」</li> </ul>

### (3)教育課程の改善

教育課程の改善の領域には、「心身の自立性向上」「地域社会への参加促進」「障害理解の促進」「リーダー育成」の4項目が含まれる。分析の結果は表5に示す。教育課程の改善の領域は、実践の段階と密接にかかわる領域であるため、実践段階までの分析を行った。「心身の自立性向上」の項目は実践の段階まで、具体的な記述が見られたが、「地域社会への参加促進」「障害理解の促進」「リーダー育成」の項目に関しては、実践段階においても具体的な記述は少なかった。

表 5 教育課程の改善領域の分析結果

領域	指標	該当制度・政策
教育課程の改善	心身の自立性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法</li> <li>第一条「教育の目的：心身ともに健康な国民の育成」</li> <li>第二条「教育の目標：幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体を養うこと」</li> <li>第五条第二項「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う」</li> <li>第六条第二項「学校における教育：...教育を受ける者の心身の発達に応じて体系的な教育を組織的に行う」</li> <li>・学校教育法</li> <li>第二十一条「家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住...の事項について基礎的な能力を養う」</li> <li>「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣、体力を養い、心身の調和的発達を図る」</li> <li>第二十二条「幼稚園の目的：幼児の心身の発達を助長する」</li> <li>第二十三条「健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る」</li> <li>「集団生活を通じて、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う」</li> <li>第五十一条第一項「豊かな人間性、創造性、健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う」</li> <li>第六十四条「豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う」</li> <li>第七十二条「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」</li> <li>・障害者基本法</li> <li>第六条「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講じなければならない」</li> <li>・発達障害者支援法</li> <li>第十一条「発達障害者が、地域において自立した生活を営むことができるようにするための支援」</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画</li> <li>基本施策 1「主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図る」</li> <li>基本施策 2-1「人権教育等の推進：社会参画意識や公共の精神など主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取組を推進する」</li> <li>基本施策 10-1「子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、6・3・3・4制（学制）の在り方を含め、学校制度やその運用等に関する調査研究を実施し、その状況等も踏まえながら幅広く検討を進める」</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領</li> <li>ねらい及び内容「健康：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」</li> <li>「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」</li> <li>・小学校学習指導要領 ・中学校学習指導要領 ・高等学校学習指導要領</li> <li>総則「...日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない」</li> <li>・特別支援学校幼稚園教育要領</li> <li>第1章第1「幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること」</li> <li>第2「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること」</li> <li>第2章自立活動「個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」</li> <li>・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 ・特別支援学校高等部学習指導要領</li> <li>総則「児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと」</li> <li>総則「...日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない」</li> <li>「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする」</li> <li>自立活動「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法</li> <li>第二十一条「学校内外における社会的活動を促進」</li> <li>第三十一条「児童の体験活動の充実：社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」</li> <li>・障害者基本法</li> <li>第六条「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講じなければならない」</li> <li>・発達障害者支援法</li> <li>第四条「発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない」</li> <li>・教育振興基本計画</li> <li>基本施策 2-2「社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取り組みの推進」</li> <li>基本施策 11「他者と連携・協働しながら、生き抜く力等の育成」</li> <li>基本施策 13「社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成」</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会への参加促進</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領 ねらい及び内容「人間関係：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う」</li> <li>・特別支援学校高等部学習指導要領 総則第2款「学校において、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行う」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法 第七条「国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない」 第十六条第三項「障害者である児童及び生徒と障害者でない生徒との相互理解を促進」</li> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第十五条「障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深める」</li> <li>・発達障害者支援法 第二十一条「発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行う」</li> <li>・障害者基本計画 高等教育における支援の充実「障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うための研究や研修等の充実を図る」</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校高等部学習指導要領 第2章第3款保健療養「人体の構造と機能：人体諸器官の形態と構造及び機能を相互に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる」 「疾病の成り立ちと予防：健康の保持増進、疾病の成り立ちと予防に関する基礎的な知識を習得させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる」 「生活と疾病：臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる」</li> <li>第2章第4款療養「目標：国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する能力と態度を育てる」 「人体の構造と機能：療養に必要な人体諸器官の形態と構造及び機能を相互に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる」 「疾病の成り立ちと予防：健康の保持増進、疾病の成り立ちと予防に関する基礎的な知識を習得させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる」 「生活と疾病：臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる」</li> <li>第2章第5款理学療法「理学療法に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理学療法の本質と社会的な意義を理解させるとともに、リハビリテーションに寄与する能力と態度を育てる」 「人体の構造と機能：理学療法に必要な人体の構造、機能及び心身の発達を系統的に理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる」 「疾病と障害：疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する知識を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる」 「基礎理学療法学：理学療法の概要を理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる」 「理学療法治療学：理学療法の治療に関する知識と技術を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法 第二条「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじ、社会の発展に寄与する態度を養う」 「国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」</li> <li>・教育振興基本計画 基本施策16「様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成」 基本施策16-3「世界で戦えるグローバル・リーダーの育成」</li> <li>・異才発掘プロジェクト「ROCKET」 「異才を発掘し、継続的なサポートを提供することで、将来の日本をリードしノベーションをもたらす人材を養成する」</li> <li>・「JICA 障害者リーダー育成事業」</li> <li>・「ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業」</li> </ul>
11	

## IV. 考察

本研究では、インクルーシブ教育システムの理念と日本の教育システムの双方を考慮して開発されたインクルーシブ教育評価指標(IEAI)を用いて、日本におけるインクルーシブ教育システム構築のための法律、制度・政策的な整備の現状を分析した。

### 1. 権利の保障

権利の保障の領域に関しては、全ての項目に対して、憲法が該当し、日本の最上位法において、教育を受ける権利が保障されており、法及び法律の段階で整備されていることが明らかになった。

「公平性の確保」の項目は、主に実践の段階において、児童生徒の学習習熟度に応じた個別の指導の充実について示していた。学習習熟度に応じた個別の指導をすることは、学習水準の維持向上のために必要なことである。インクルーシブ教育システムでは、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことが理念の核になっており、障害のある子とない子が共に教育を受けることで、学習習熟度の差は、従来よりも大きくなるだろう。そこでは、個々の実態に応じた適切な支援が提供されることがこれまでよりも重要とされる。このことから、法及び法律や計画の段階で示された教育を受ける機会の均等化に加え、実践の段階において示された「児童生徒の学習習熟度に応じた個別の指導の充実」についても上の段階に明記し、取り組んでいく必要があると考えられる。

## 2.人的・物的環境整備

「教員の専門性の向上」の項目は、法及び法律の段階と計画の段階で具体的な整備がされていることが明らかとなった。この背景には、インクルーシブ教育システム導入以前から専門性の向上が課題として挙げられていることが考えられる。しかし、藤井（2014）が指摘するように、現場教員のインクルーシブ教育システムに関する知識の不足など、法律、制度面の整備とは異なった現場での実施に関する課題を抱えている可能性がある。インクルーシブ教育システムが導入されると、通常学級での教育に加え、特別支援教育に関する専門知識も必要とされるため、さらに教員の専門性が問われると考えられる。そのためにも、法律や制度・政策面とは異なった教育現場の課題を明らかにすることが今後の課題である。

「共に学ぶ場の設定」の項目は、前述したようにインクルーシブ教育システムの核であり、日本におけるインクルーシブ教育システム構築においても不可欠である。そのための法律、制度の整備も不可欠である。分析結果を見ると、法及び法律と計画どちらの段階においても具体的な共に学ぶ場の整備については、障害者関連法律及び基本計画に示されており、教育関連の法律及び計画にある共に学ぶ場は、交流及び共同学習についてのみである。交流及び共同学習は共に学ぶ場の1形態ではあるが、特別支援教育の在り方に関する特別委員会（2010）が示したように、交流及び共同学習では、障害のある子とない子が接することは日常的でないことを教えてしまう等の問題点も指摘されている。インクルーシブ教育システムにおける共に学ぶ場は、障害の有無に関わらず、個に応じた適切な支援や配慮が提供される学習の場であり、原則的に障害のある子とない子を分けることは、望ましいこととは言えない。そして、日本におけるインクルーシブ教育システム構築のためには、その核となる「共に学ぶ場の設定」について、教育関連法律及び基本計画においても明確に示す必要があるだろう。

「多職種及び保護者との連携」の項目について、障害者関連法律及び計画では、医療、保健、福祉、各関係機関、労働など幅広い関係機関との連携について示されていたものの、教育関連法律及び計画では、保護者、医療機関、教育関係団体といった限られた関係諸機関のみ示されていた。インクルーシブ教育システムにおける教育と多機関との連携を推進するためには、教育関連法律及び計画の中にも幅広い関係機関との連携について、具体的に規定すべきであろう。特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2003）は、今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）の中で、関係機関との有機的連携と協力を課題として取り上げており、文部科学省（2007）においても、「現在の教育に関する主な課題」の1つとして、学校・家庭・地域の連携を挙げた。具体的に、学校において体験活動・ボランティ

ア活動等を進めるための担当者の多くが、日常業務が忙しく外部との連携を図る時間がない、学校におけるコーディネーターとしての研修機会が十分でないといった課題への対応が必要であり、併せて、家庭・地域の教育力の向上に資する学習活動等を推進するため、多様な人材を育成することが重要であると述べている。また、学校現場では関係機関との連携がまだ十分ではない(山上・稲荷・大野ら, 2008)ことや、幼・小・中・高の学校段階を問わず、個別の教育支援計画の作成や専門家チームの活用に関しては、達成割合が低い(文部科学省, 2008)といった課題も挙げられている。特に専門家チームの活用状況については最新の調査結果(文部科学省, 2015)を見ても、他の調査項目と比べ、整備が不十分であるといった現状がある。今後は、インクルーシブ教育システム導入における教育と多職種との連携の課題について、更なる研究と検討が必要であろう。

### 3.教育課程の改善

教育課程の改善の領域に関しては、現行の教育課程を改善していくという観点から、インクルーシブ教育システムの理念に則った、適切な教育課程の改善の根拠となる法律、制度・政策の整備が図られているかを分析した。

伊藤・菅野・橋本ら(2007)は社会参加の定義は、様々な視点から捉えることが可能であり広義の言葉であるとした。その上で、先行研究から社会参加を、1段階「目的の場所へ向かう行動」2段階「何かを行う、または利用する」3段階「人に存在を認められる」4段階「人と関わり、人間関係を広げる」の4段階に分け、4段階目に到達することが社会参加の最終目標であるとした。表4に示した法律にもあるように、障害者の自立と社会参加は、障害者教育の最大の目標であり、インクルーシブ教育システムにおいてもそれは変わらない。伊藤・菅野・橋本ら(2007)が示した段階の内容は自立性の向上と共通する内容で、障害者の社会参加は自立性の向上と密接に関わっていることがわかる。つまり、地域社会へ参加の土台としての自立性の向上という関係になっているといえる。しかし、土台である「心身の自立性向上」の項目と比較しても「地域社会への参加促進」に対する規定は法及び法律、計画、実践の全ての段階において具体的にされていない。また、各段階とも、当てはまる内容が少なく、法律及び制度の面からの整備が不十分であるといえる。このことから「地域社会への参加促進」について具体的に推進していくためには、法律や計画、実践の各段階において「心身の自立性向上」と結びつけるとともに、地域社会での活動や人間関係の構築などについて具体的に規定していくことが必要であろう。

「障害理解の促進」の項目は、具体的な記述が障害者関連法律及び計画にしかなく、教育関連の法律や計画にはその旨の記述は見られなかった。しかし、実際の教育現場では、道徳や総合的学習の時間などにおいて障害理解教育が行われている。これは、現場の裁量によって取り扱われているものであり、取り組まなくてはならないという強制力はない。しかし、インクルーシブ教育システムが導入されることで、今後、障害のある児童又は生徒が通常の学級で学ぶ機会は、増加すると考えられ、障害について学ぶ「障害理解教育」の必要性が重視される(楠・金森・今枝, 2012)。また楠・金森・今枝(2011)は小学校教育における継続的・系統的な障害理解教育プログラムの必要性を指摘している。そのためには、教育関連の法律及び計画においても障害理解教育の促進について明記し、学校教育における教育課程の中で体系的に取り組む必要があると考えられる。

これまで「学校におけるリーダーシップ」が論じられる場合、意味されていたのは、ほと

んどが校長の学校管理者としての指導力に他ならなかった（北岡,2008）。学生の中のリーダーといえば各委員会の委員長やクラスの代表委員や班長、クラブの部長等の集団の中から選ばれたリーダーのことを指していた。つまり、これまでの日本の学校におけるリーダーとは、学校の管理者や「選ばれた子ども」のことであった。しかし、田口（2014）は、リーダーシップの本質は「影響力」であるとした。また、リーダーシップを発揮するに当たって、その人の職位や役職は関係ない。リーダーシップとは二人以上の人間が集まった時に生じる社会現象であるとしている。学校教育においてリーダーを育てるということは、選ばれた子どもがリーダーとしてうまく機能できるようにすることではなく、誰もがリーダーとして集団の中に影響力を持つことができるようにすることである。北岡（2008）は、あらゆる児童・生徒の中になんらかの形や程度において萌芽的、潜在的なリーダーの可能性が認められるとし、すべての児童・生徒に、将来リーダーとしての役割を担える力を育成することが望ましいとした。インクルーシブ教育システムを基盤として、共生社会の実現を目指すために、障害の有無に関わらず、社会を牽引していけるリーダーが必要とされている。全ての子どもの可能性を最大限に伸ばし、多様な場面で活躍できるリーダーシップをもったリーダーを育成することが日本におけるインクルーシブ教育システムの中でのリーダー育成であると言えよう。しかし、「リーダー育成」の項目は、各段階における整備が十分とは言えず、具体的に取組んでいるのは、民間団体による事業のみであった。今後は民間の取組みをも参考にしながら、学校教育におけるリーダー育成についての具体的な取組みについて考え、制度的にも整備していく必要があるだろう。

#### 4.今後の研究

日本型インクルーシブ教育モデル開発のための今後の研究として、専門家による主観的な評価のための尺度を開発し、その信頼性・妥当性を検証する。その後、開発された尺度を用いた専門家調査を行い、その調査から得られた結果と本研究の結果を総合的に考察し、モデルの性格を決め、構成要素を導出する。そして、それらをまとめ日本型インクルーシブ教育モデルを完成させる。

#### 文献

- 1) 有松玲(2013) ニーズ教育(特別支援教育)の“世界”とインクルーシブ教育の“曖昧”—障害児教育政策の現状と課題—。立命館人間科学研究, 28, 41-54.
- 2) 中央教育審議会初等中等教育分科会(2012) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）。
- 3) 藤井慶博(2014) インクルーシブ教育システム構築の方向性に関する検討—教職員に対するキーワードの認知度調査を通して—。秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要, 36, 89-98.
- 4) 韓昌完・小原愛子・矢野夏樹・青木真理恵(2013) 日本の特別支援教育におけるインクルーシブ教育の現状と課題に関する文献的考察—現状分析と国際比較分析を通して—。琉球大学教育学部紀要, 83, 113-120.
- 5) 韓昌完(2014) 第2回 Asian Society of Human Services 研究者養成研修会資料。
- 6) 韓昌完・矢野夏樹・米水桜子(2015) インクルーシブ教育評価尺度（IEAT）の開発。琉球大学教育学部紀要, 86.

- 7) 伊藤健・菅野敦・橋本創一・浮穴寿香・勝野健治・片瀬浩(2007) 特別支援学校における余暇支援と社会参加に関する実態調査. 発達障害支援システム学研究, 6(2), 59-64.
- 8) 北岡宏章(2008) 特別活動と民主的リーダーシップの育成について. 四天王寺大学紀要, 46, 169-192.
- 9) 小原愛子・矢野夏樹・韓昌完(2014) インクルーシブ教育評価指標を用いた知的障害教育の教育課程の分析と考察. 琉球大学教育学部紀要, 85, 145-160.
- 10) 楠敬太・金森裕治・今枝史雄(2011) 児童の発達段階に応じた系統的な障害理解教育に関する実践的研究—教育と福祉の連携を通して—. 大阪教育大学紀要, 第IV部門, 教育科学, 60(2), 29-38.
- 11) 楠敬太・金森祐治・今枝史雄(2012) 障害理解教育の評価に関する研究—児童生徒版障害者に対する多次元的态度尺度の開発を通して—. 大阪教育大学紀要, 第IV部門, 教育科学, 61(1), 59-66.
- 12) 文部科学省(2007) 教育振興基本計画特別部会(第7回)配布資料.
- 13) 文部科学省(2008) 発達障害者等支援・特別支援教育総合推進事業(新規).
- 14) 文部科学省(2015) 特別支援教育体制整備状況調査調査結果.
- 15) 仲宗根望・韓昌完(2015) インクルーシブ教育を実現するための関連法令の整備に関する批判的考察—憲法とIEATの観点に基づいて—. 琉球大学教育学部発達支援教育実践センター紀要, 6, 27-34.
- 16) 田口力(2014) 世界最高のリーダー育成機関で幹部候補だけに教えられている仕事の基本. 角川書店.
- 17) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2003) 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告).
- 18) 特別支援教育の在り方に関する特別委員会(2010) 「交流及び共同学習」では「インクルーシブ教育」は実現できない. 特別支援教育の在り方に関する特別委員会(第6回)配布資料.
- 19) 山上博彦・稲荷邦仁・大野泰伸・松本幸恵・信藤昭子(2009) 「個別の教育支援計画」の作成とその活用に関する研究—幼稚園・小学校における「『個別の教育支援計画』作成の手引(試案)」を活用した実践を通して—. 愛媛県総合教育センター教育研究紀要, 21年度版, 42-51.
- 20) 若松照彦(2014) インクルーシブ教育システムの推進に関する一考察. 学校教育実践学研究, 20, 183-194.

## ORIGINAL ARTICLE

# The Development of Inclusive Education Assessment Indicator(IEAI) and the Analysis of Laws and Institutional Policies in Japan

Changwan HAN <sup>1)</sup> Natsuki YANO <sup>1)</sup> Aiko KOHARA <sup>2) 3)</sup>  
Hideyuki OKUZUMI <sup>4)</sup>

- 1) Faculty of Education, University of the Ryukyus
- 2) Tohoku University Graduate School of Medicine
- 3) Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science
- 4) Department of Special Needs Education, Tokyo Gakugei University

## ABSTRACT

There is a need to develop a Japanese-style inclusive education model for the current inclusive education system in Japan. To this end, this study aimed to develop the indicator to analyze institutional policies and to clarify the current situation of inclusive education in Japan. In the result of the analysis, the items about the securement of the right of learn and the improvement of physical and mental independence seem to have been sufficiently improved. The other items, however, needs to be improved in each stage. In the future, the tool for the subjective assessment by experts and the analysis of the current situation of inclusive education system in Japan needs to be developed.

### <Key-words>

inclusive education , Inclusive Education Assessement Indicator(IEAD) ,  
Japanese-style inclusive education model

hancw917@gmail.com(Changwan HAN)

Asian J Human Services, 2015, 8:66-80. © 2015 Asian Society of Human Services

Received

January 10,2015

Accepted

February 2,2015

Published

April 30,2015

*CONTENTS*

**ORIGINAL ARTICLES**

Who Intends to Leave Residential Institutions for Persons with Disabilities in Korea?.....	<b>Sunwoo LEE</b>	1
Measuring Inhibitory Control without Requiring Reading Skill.....	<b>Hideyuki OKUZUMI, et al.</b>	13
The Current Condition and Underlying Problems of Social Service in Korea.....	<b>Taekyun YOO, et al.</b>	20
Impact of Movement Cost on Income and Expenditure Ratio in Home-Visit Long-Term Care Service Businesses in Japan.....	<b>Hitoshi SASAKI, et al.</b>	34
Study of Treatments and their Effects on Behaviour Improvement of Children with Problem Behaviour such as ADHD.....	<b>Eonji KIM, et al.</b>	51
The Development of Inclusive Education Assessment Indicator(IEAD) and the Analysis of Laws and Institutional Policies in Japan.....	<b>Changwan HAN, et al.</b>	66
The Effects of a Self-management Support Program for Lifestyle-related Diseases on Communication Skills of Nursing Students.....	<b>Kyoko TAGAMI, et al.</b>	81
The Development Draft of the Outcome Evaluation Tool for Companies Employing Persons with Disabilities in Japan and Korea : The Development Draft Evaluation Tool to the Social Contribution Outcome and Evaluation Index to the Management Outcome.....	<b>Moonjung KIM, et al.</b>	90
A Study on the Development of Employment System Assessment Indicator & Tool for Persons with Disabilities from the Perspective of QOL.....	<b>Haejin KWON</b>	107

**REVIEW ARTICLES**

The Definitions of Multimorbidity and Multiple Disabilities(MMD) and the Rehabilitation for MMD.....	<b>Masahiro KOHZUKI</b>	120
The Effects of Exercise, Cognitive Intervention and Combined Exercise and Cognitive Intervention in Alder Adults with Cognitive Impairment and Alzheimer's Disease : a literature review.....	<b>Minji KIM, et al.</b>	131

**SHORT PAPERS**

A Study of "Cultural Competence" in Taiwanese Social Work Research : Using Quantitative Content Analysis.....	<b>Liting CHEN</b>	152
The Current Situation and Limitation of Learning Support for Students with Disabilities in Japan : Support for Students with Visual, Auditory, and Physical Disabilities.....	<b>Kohei MORI, et al.</b>	162
Examination of the Issues with and the Support System of Volunteer Activity for Elderly People with Dementia.....	<b>Misako NOTO, et al.</b>	177
A Study on the Use of ICT Education Indicators (Draft) Development in Special Needs Education : Focus on Japan and South Korea.....	<b>Sunhee LEE</b>	189